

# 業 務 仕 様 書

件 名：令和 8 年度 緑地除草業務委託

履行場所：島尻郡南風原町字新川 650 番地（那覇・南風原クリーンセンター）

履行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 1 条 本仕様書は「令和 8 年度 緑地除草業務委託」に適用する。

（業務内容）

第 2 条 業務内容は以下のとおりとする。

【業務内容①】 那覇・南風原クリーンセンター敷地内（「別紙図面参照」法面を除く。主に、芝面の除根・芝刈り、花壇や土面）の除草清掃を行う。

【業務内容②】 計量棟前より市道鳥堀 12 号までの搬入道路歩道側の（「別紙図面参照」平地及び一部壁面）の除草及び立木剪定清掃を行う。

数量表【業務内容①】

| 作業           | 形状寸法            | 作業場所              | 作業範囲  |                | 摘要       |
|--------------|-----------------|-------------------|-------|----------------|----------|
| 機械及び<br>人力除草 | コウライ芝・イヌシバ・すすき等 | 那覇・南風原クリーンセンター敷地内 | 5,830 | m <sup>2</sup> | 「別紙図面参照」 |

数量表【業務内容②】

| 作業           | 形状寸法                 | 作業場所    | 作業範囲 |   | 摘要       |
|--------------|----------------------|---------|------|---|----------|
| 機械及び<br>人力除草 | すすき、ギンネム等除草、ピンクテコマ剪定 | 搬入道路歩道側 | 200  | m | 「別紙図面参照」 |

（就業日）

第 3 条 就業日及び時間は以下のとおりとする。

【業務内容①】

毎週水曜日（第 5 週目を除く）の午前 9 時から 11 時半までの間で 2 時間半とする。ただし、天候不良等で就業できない日が続く場合は、就業日を調整の上変更するものとする。なお、就業日が祝日の場合は休みとする。また、野草が無い場合も休みとする。

【業務内容②】

5・7・9・11・1・3 月の水曜日の午前 9 時から正午までの間で 3 時間とする。天候不良等で就業できない日が続く場合は、就業月を調整の上変更するも

のとする。

(就業人員)

第 4 条 指導員 1 名、軽作業員 4 名の計 5 名とする。ただし、人数欠員が出る  
ときは、事前に連絡し後日調整する。

(処分)

第 5 条 本業務で発生する刈草、剪定枝、伐採木等の処理については、当組合  
のごみピットまで運び投棄する。

(機材資材等)

第 6 条 本業務に必要な芝刈り機等の道具及び消耗品（手袋、ごみ袋）につい  
ては受託者が負担する

(報告)

第 7 条 本業務の実施にあたり、業務報告書（従事した日毎の従事人数、作業  
場所、作業場所の作業前及び作業後の写真）を作業月の翌月に請求書ととも  
に提出すること。

(その他)

第 8 条 天候不良、または委託者及び受託者の都合により休業する場合、また  
は就業日を変更するときは双方で協議の上定める。